

役員報酬等及び費用に関する規程の一部改正

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会

現 行	改正案	改正理由
<p style="text-align: center;">第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 (費用) 本会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用は、当該人の請求のあった日から、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。この場合、事後の清算は領収書等を添えて遅滞なく行うものとする。</p> <p>2 会長、副会長を除いた役員報酬は下記に基づいて支給する。</p> <p>(1) 常務理事 (専門委員会委員長) 1日の執務1回当たり 7,000円以内</p> <p>(2) 総務財務委員長の現金監査手当 1日の執務1回当たり 3,000円以内</p> <p>(3) 理 事 (専門委員会副委員長) 1日の執務1回当たり 6,500円以内</p> <p>理 事 (専門委員会委員) 1日の執務1回当たり 6,000円以内</p> <p>(4) 監 事 (会員・有識者) 1日の執務1回当たり 7,000円以内 (会員外：税理士等) 1日の執務1回当たり 30,000円以内</p> <p style="text-align: center;">以下の条項 省略</p>	<p style="text-align: center;">第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 (費用) 本会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用は、当該人の請求のあった日から、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。この場合、事後の清算は領収書等を添えて遅滞なく行うものとする。</p> <p>2 会長、副会長を除いた役員報酬は下記に基づいて支給する。</p> <p>(1) 常務理事 (専門委員会委員長) 1日の執務1回当たり <u>7,500円以内</u></p> <p>(2) 総務財務委員長の現金監査手当 1日の執務1回当たり <u>3,500円以内</u></p> <p>(3) 理 事 (専門委員会副委員長) 1日の執務1回当たり <u>7,000円以内</u></p> <p>理 事 (専門委員会委員) 1日の執務1回当たり <u>6,500円以内</u></p> <p>(4) 監 事 (会員・有識者) 1日の執務1回当たり <u>7,500円以内</u> (会員外：税理士等) 1日の執務1回当たり 30,000円以内</p> <p style="text-align: center;">以下の条項 省略</p>	<p style="text-align: center;">改正理由</p> <p style="text-align: center;">駐車料金を含む報酬</p>
<p>附則 この規程は (省略～) 公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>附則 この規程は (省略～) 公益法人の設立の登記の日から施行する。 <u>(1)平成27年5月28日一部改正 同日施行</u></p>	